

豊中市指定管理者制度連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者制度の適正かつ効率的な運用について、関係課等が適切かつ円滑な対応を行うために、関係課等との連絡や調整を図ることを目的に指定管理者制度連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者制度の運用に係る連絡及び調整に関すること。
- (2) 指定管理者制度に係る調査及び検討に関すること。
- (3) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員で組織する。

- 2 議長は、総務部行政総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、会議の委員のうち議長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 4 会議の委員は、別表に定める課等の長又はその長が指名した者で構成する。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理として出席することができる。
- 3 議長は、その任務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務部行政総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別 表

部局等	課等
	人権政策課
都市活力部	文化芸術課、スポーツ振興課
環境部	環境政策課
健康福祉部	障害福祉課、高齢施策課、保健医療課
こども未来部	子育て給付課
都市計画推進部	住宅課、市街地整備課
教育委員会	生涯学習課